

新潟市立小中学校の適正配置基本方針(案)の
市民意見募集(パブリックコメント)結果について

平成23年10月

新潟市教育委員会

新潟市教育委員会では、子どもたちにとって公平で良好な教育環境を確保するため、学校の適正配置を進めています。

このたび、適正配置を進めるための基本的な考え方となる「新潟市立小中学校の適正配置基本方針」策定にあたり、市民意見募集（パブリックコメント）を行い、その結果を下記のとおりまとめました。

たくさんのご意見をお寄せいただきありがとうございました。

1 募集期間 平成23年8月1日（月）～8月31日（水）

2 提出状況

(1) 提出者数 23人

(2) 提出件数 45件

(3) 提出方法

窓口	5人	FAX	9人
----	----	-----	----

郵送	4人	電子メール	5人
----	----	-------	----

3 広報手段

- ・市報にいがた、ホームページに掲載
- ・市政情報室、区役所、出張所、教育事務所、公民館、図書館、教育総務課にて配布及び閲覧
- ・新潟市立小学校、中学校、幼稚園に配布

4 寄せられたご意見と市の考え方

(1) 項目別意見数

項目	件 数
全体について	10件
内容について	30件
上記以外	5件

(2) 修正した箇所

○ 5ページ 3行目

「通常学級数で表すこととし」を追加

○ 10ページ 3行目

「・・・適正規模は学級数で表します。」に「通常」を追加し

「・・・適正規模は通常学級数で表します。」に修正

○ 12ページ 9行目

「・協議にあたっては、必要に応じてさまざまな選択肢を示しながら、合意形成に向けて支援します。」を追加

○ 13ページ 10行目

「・・・合意形成に向けた手助けをさせていただきます。」を

「・・・合意形成に向けた支援します。」に修正

(3) 意見等の概要と市の考え方

○全体について (10件)

No.	意見等の概要	市の考え方	修正 なし
1	<p>新潟市立学校適正配置審議会の答申のように「適正配置の方向性」を提示する。</p> <p><理由></p> <p>市教育委員会として「適正配置の方向性」を示したうえで、市民全体で議論していく必要がある。</p>	<p>審議会答申では、平成27年度における児童生徒数推計を基に、各学校を適正規模とする一例を方向性として示しました。</p> <p>しかし、基本方針では、地域の合意のもとに適正配置を進めるものとし、その方向性についても、地域の協議の中で決定していくべきものと考え、個々の地域の方向性については示さないこととしました。</p> <p>ご意見のとおり、学校適正配置は学校を取り巻く地域の皆さんに大きな影響がありますので、学校適正配置を進めるにあたっては、実状をよくご存じの地域の皆さんと十分協議をしていきたいと考えています。</p>	
2	<p>適正配置の課題は学校教育や学校運営に止まらず、学校を取り巻く地域に種々の問題を提起するにもかかわらず、基本方針(案)の中に、どの地域がどのように問題を抱え、教育委員会がその地域にどう対処しようとしているのかが明確に示されていない。そのため、課題のある地域なのに問題意識を惹起しない地域が生じる。「新潟市立学校適正配置審議会答申」には、適正でない地域における課題とその対応についての考え方を明確に示されていた。</p>		なし
3	<p>地域の文化や伝統を守り受け継いで行く面から、多少人数不足になったとしても地区や中学校校区に1つは学校を残して欲しい。</p>	<p>教育委員会は、すべての学校が適正規模であることが望ましいと考えますが、地域の総意として学校を残すという方向になった場合は、子どもたちの教育環境ができるだけ良好となるような方策を地域の皆さんと協議させていただきます。</p>	なし
4	<p>基本方針(案)の内容は、「新潟市立小中学校の適正配置基本方針」ではなく「新潟市立小中学校の統廃合及び教員削減基本方針」である。(H29年度に現在の1/2～2/3に縮小)</p>	<p>基本方針(案)は、適正配置を進めるため、子どもたちにとって望ましい学校のあり方や、地域(通学区域)の皆さんと協議を始める範囲と進め方についてまとめたもので、教職員数について方向性を示したものではありません。</p>	なし
5	<p>小規模校のメリットは、現在の学校が抱えている全ての問題を解決するはずであり、また、1人の校長先生が、1,000人以上の生徒を把握しているとはとても思えない。従って、教育委員会はまず、教員を増やし、大規模校の分散をすべきである。</p>	<p>小規模校、大規模校それぞれにメリットとデメリットがあり、それぞれのメリットを生かしつつデメリットを軽減するために、学校は適正規模であることが望ましいと考えます。</p> <p>大規模な学校については、分離新設や通学区域の変更などで適正規模となるような方策を考えてていきます。</p>	なし
6	<p>直接生徒と接している教員の意見が書かれていないが、大規模校・小規模校を経験した人の意見をあらわすべき。</p>	<p>基本方針(案)の策定にあたり、適正配置審議会答申のほか、教員の意見や新潟県の資料も参考にしています。</p>	なし
7	<p>統廃合は避けて通れない問題であり、早急に対処すべき。</p> <p>地域、保護者、先生方の事情は二の次で、子ども達の事情が一番。子ども達が切磋琢磨し、互いに高めあえる環境や多くの選択肢の中から学校行事や部活動などに取り組める環境をつくることが最優先。</p>	<p>複式学級のある学校など緊急性の高い学校の教育環境については、早急に対応しなければいけないと考えており、速やかに合意が図られるようさまざまな選択肢や必要な情報を提供していきます。</p> <p>学校適正配置には地域の皆さんの合意が大前提と考えていますが、子どもたちの教育環境を第一にご協議いただきたいと考えます。</p>	なし
8	特になし。	—	なし
9	基本方針は賛成。	—	なし
10	基本方針には賛同する。	—	なし

○内容について (30件)

No.	箇所	素案記述	意見等の概要	市の考え方	修正 なし
1	P3	新潟市の児童生徒数と学校数の推移 (グラフ)	昭和59年の1校当たりの児童・生徒数は590人、平成23年度は369人となるが、これは昭和59年当時の規模がはなはだしく不適正であると認識する必要があり、このグラフによつて、児童・生徒数が激減しているのに、学校数が10校しか減っていないと見させんとするグラフはまやかしではないか。	昭和59年当時は、第2次ベーブームに生まれた子どもたちが在学しており、児童生徒数がピークを迎えていました。このグラフは、それ以後の児童生徒数の減少を事実としてお知らせし、小規模な学校が増加している実態を理解していただけるものと考え掲載しました。	
2	P4	記載なし	(2) 地域の合意の最後に、「教育委員会は、必要に応じ、地域に出向いて合意形成に努めます。」を追加する。 <理由> 教育委員会の執行機関としての責務を明記する。	いただいたご意見を参考に、3基本方針の留意事項に、「・協議にあたっては、必要に応じてさまざまな選択肢を示しながら、合意形成に向けて支援します。」を追加します。 なお、地域との協議については、教育委員会が皆さんの地域に出向いて行うことが当然と考えていますので、必要に応じてお伺いさせていただきます。	あり
3	P6	1学年1学級になるとクラス替えができない…。	クラス替えができないことは、特別な場合を除きデメリットを感じない。	クラス替えにより、人間関係を再構築することができたり、新たな気持ちで進級することができます。 学校内で環境の変化を作り出し、さまざまな経験ができるよう、クラス替えができることが望ましいと考えます。	なし
4	P6	人数が多くなると子どもたちと教員の関係が希薄になりやすく、教員は、子どもたちを深く理解することが難しくなります。	先生は、親や兄弟のような存在ではなく、信頼や尊敬できる指導者であつて欲しい。	本市では、子どもや保護者から信頼される教職員となるようさまざまな研修を行い、資質向上に努めています。	なし
5	P6	子どもの数が少ないため、教職員の目がよく行き届き…。	本当に目が行き届いているのか。生徒数の問題では無いように思う。		
6	P6 P7	子どもの数が少ないため、教職員の目がよく行き届き、個人への指導が行いやすくなります。 全教員が子どもの能力や個性を理解し、いろいろな場面で適切な指導が行いやすくなります。 小規模校は…教職員の配置が少ないと教職員の多忙化が進み、子どもと向き合う時間が少なくなる。	「子どもの数が少ないため、教職員の目がよく行き届き、個人への指導が行いやすくなります。」「全教員が子どもの能力や個性を理解し、いろいろな場面で適切な指導が行いやすくなります。」と「小規模校は…教職員の配置が少ないと教職員の多忙化が進み、子どもと向き合う時間が少なくなる。」が相反する事のように感じる。	ご意見のとおり、一場面で考えると相反している内容ですが、他都市の資料や教員の意見などをまとめた一般的な小規模校のメリット、デメリットと理解していただきたいと思います。 小規模校においては、授業や特別活動、行事など実際の指導場面において「目がよく行き届く」や「適切な指導が行いやすい」と言われています。	なし
7	P7 P8	小規模校は…教職員の配置が少ないと教職員の多忙化が進み、子どもと向き合う時間が少なくなる。 小規模校では…授業以外の校務量が増え、子どもと接する時間が少なくなります。 小規模校は、教職員の目が行き届き、温かみのある教育ができます。	小規模校について、多忙化で子どもと接する時間が少ないと言いながら、一方で教職員の目が子どもに行き届くと言っている。	一方、校内の仕事の分担や関係機関との連絡調整など組織運営上においては、学校の事務的項目は小規模校も大規模校も同程度あり、その結果、小規模校の場合は職員一人にかかる負担が増え、放課後活動や休み時間などで子どもと向き合う時間が少なくながちと言われています。	なし

No.	箇所	素案記述	意見等の概要	市の考え方	修正
8	P7 P8	小規模校は…教職員の配置が少ないために教職員の多忙化が進み、子どもと向き合う時間が少なくなる。 小規模校では…授業以外の校務量が増え、子どもと接する時間が少なくなります。 小規模校は、教職員の目が行き届き、温かみのある教育ができます。	小規模校と大規模校の多忙化の質が違うと思うが、基本方針(案)では、小規模校の方が大変である感じる。実態とは違うのではないか。	小規模校、大規模校それぞれその規模により質の違った多忙の実態があると思います。子どもたちにより良い教育をするためには、適正規模であることが望ましいと考えます。 小規模校、大規模校の大変さを測ることは難しいと思いますが、教育委員会は、教職員の多忙化解消に取り組むなど子どもたちにより良い教育が行えるよう、支援しています。	なし
9	P4 P5 P10	国の通学基準は、おおむね小学校4km以内、中学校6km以内…適正配置を行うことで通学距離が長くなる場合は、通学の安全・安心について特に配慮します。 小学校の適正規模：12学級以上24学級以下 中学校の適正規模：9学級以上18学級以下 など	ドーナツ化現象が生じている旧市内・都市部と、合併した新市域・農村部とでは大きく事情が違う。この二つは数値(人数、距離等)を別々に設定して基準を作り直して欲しい。 <理由> 都市部の学校を統合する場合は、通学距離がそれほど遠距離にならず、公共交通機関や道路事情などの利便性もよいが、農村部での統合は通学距離が遠距離になり、公共交通機関が貧弱な地域で学区が広がることにより、自家用車を持たない家庭にハンディキャップが生じる。	適正規模については、子どもたちが公平で良好な教育環境で学べるよう、すべての学校が適正規模であることが望ましいと考え、統一した基準としています。 いただいたご意見のように、統合により通学区域が広がり通学距離が長くなる場合、子どもたちや保護者の負担とならないよう、スクールバスを導入するなど、通学の安全に配慮します。	なし
10	P5 P10	小学校の適正規模：12学級以上24学級以下 中学校の適正規模：9学級以上18学級以下 など	学級数を示す箇所に「通常学級を表す」と明記する。	いただいたご意見を参考に修正します。	あり
11	P5 P10	小学校の適正規模：12学級以上24学級以下 中学校の適正規模：9学級以上18学級以下 など	適正規模は学級数ではなく児童生徒数で表す。その最適正人数は1校200人。適正範囲は100人～400人。 <理由> 教員・児童生徒が全員の顔と名前を憶え、人間的な教育環境を保つことのできるのは200人が限度。 また、学力低下、いじめ、不登校、障がい児への対応、教員の心のケア、地域・保護者との連携などの問題解決には、少人数学級、小規模校化が最も効果的。	国と県は、学校規模を学級数で表しています。 また、子どもの教育環境を考えるうえで大切な教員数や教室数は、児童生徒数ではなく学級数を基準としていることからも、適正規模は学級数で表すことが適切です。 なお、1学級の児童生徒数の基準を見直す少人数学級の推進は、ご意見のような学力低下、いじめなどの教育の今日的な課題に照らし、重要であると考えます。	なし
12	P10	適正規模は学級数で表します。	「学級数で表します」→「児童数で表します」 <理由> 適正規模を学級数でカウントすると同学級数の学校でも児童数の差異が大き過ぎ、実質的な適正規模化に齟齬をきたす。		

No.	箇所	素案記述	意見等の概要	市の考え方	修正
13	P10 P11	小学校の適正規模は12学級以上24学級以下とします。 (適正規模：小学校12～24学級、中学校9～18学級) ほか12学級以上との記述	「小学校の適正規模は12学級以上24学級以下とします。」→「小学校の適正規模は24学級以下が望ましい。」「(適正規模：小学校12～24学級、中学校9～18学級)」→「(適正規模：小学校24学級以下、中学校9～18学級)」 <理由> 12学級以下の学校でもすばらしい学校は数多くあるので、12学級以上が適正規模とは思えない。また、断言や確定に当たる「とします」という表現はふさわしくなく、「望ましいの方がよい。	適正規模の下限については、人間関係が固定化しないようクラス替えができることや、中学校においては、各教科に専門の教員が配置できることを考慮しています。 また、記述部分は、適正規模の範囲を示しているものであり、断定的な「とします」という表現がふさわしいと考えます。 なお、ご意見のとおり12学級以下でもすばらしい学校はありますので、地域の実状を十分考えながら、子どもたちにとって望ましい教育環境となるような方策を協議していきます。	なし
14	P11	すべての小中学校は適正規模であることが望ましいと考えます	「すべての」→「基本理念として」もしくは、削除 <理由> 適正規模が守れない場合があるても、あくまで地域の人たちの希望に即した形をめざすと期待されているが、基本方針の重要な項目の始めに「すべての」ということは、その配慮と矛盾している。子どもにとって適正規模は望ましいということは立派な理念だと思うが、地域との協議についての進め方の案であれば、「すべての」は入れるべきではない。	ご意見のとおり、「すべての学校が適正規模であることが望ましい」ことは基本的な理念であり、個別の事案についてはそれぞれ学校、地域の実状によって対応していきます。 しかし、義務教育では、公平で良好な教育環境を確保することが求められていることから、基本方針として「すべての」と表現しました。	なし
15	P11	すべての小中学校は適正規模であることが望ましいと考えます	緊急性の高い学校については、具体的な統合案や分離案とともに協議を進める必要がある。 また、必ずしも緊急性が高くない学校については、いたずらに検討・協議をする必要はない。	地域のそれぞれの実状をご存じの通学区域の皆さんと協議を具体的に進めていきます。 また、適正規模でない学校について、一斉に協議を始めるわけではありません。ご意見のとおり、緊急性の高い学校より協議を始めます。	なし
16	P11	地域の合意のもとに進めます	教育のあり方まで地域に求めていくような内容とも解される。 教育委員会はいたずらに地域に責任と混乱を求めず、その地域の適正配置の考え方を明確にすることが求められる。	学校適正配置は、地域の皆さんにとって大きな影響がありますので、行政が強制して行うべきものではありません。地域それぞれの実状をご存じの通学区域の皆さんと、具体的に協議を進めています。	なし
17	P11	…学校の現状や将来の姿について地域(通学区域)の皆さんと十分意見交換を行い、地域の合意をもとに進めていきます。	文末に「なお、該当区自治協議会への説明、意見聴取結果及び協議進行状況報告を行います。」を追加 <理由> 該当区自治協議会は地域と共に考えるため。	自治協議会の皆さんから、学校の適正配置だけでなく教育行政全般についてご理解いただることは大切であると考え、基本方針策定にあたっても、各区自治協議会において説明させていただきました。 これから個別事案への取組においては、協議の主体は当該学校の通学区域の皆さんと考えています。 自治協議会の皆さんへは、必要に応じて情報を提供します。	なし
18	P11 P12	地域の合意のもとに進めます 地域の実状を考えながら協議します	合併については当該校区だけの問題ではなく、隣接校区との関係があるので、地域の実状について区役所等が十分に承知し、地域の合意を図るよう希望する。	ご意見のとおり、地域の合意形成を図るためにあたっては、区役所など関係機関とも連携し、地域の実状に配慮しながら進めていきます。	なし

No.	箇所	素案記述	意見等の概要	市の考え方	修正 なし
19	P11	…また大規模校の中でも教室の不足が見込まれる学校など、学校適正配置を進める緊急性の高い学校から協議を始めます。また、…校舎の老朽化など、施設の安全を確保するための整備が必要な場合は、優先して協議を始めます。	緊急性の高い学校からハード面を削除する。 〈理由〉 老朽化や教室の不足などは、前もって把握して対処すべきものであり、ハード面で子どもが通学できなくなるのはおかしい。	ご意見のとおり、校舎などの老朽化や教室数の不足については、教育委員会が把握し計画的に改築等を進めています。 学校施設の状況は、適正配置を考えるひとつの視点です。 学校施設は、長い期間にわたって使用することから、改築等に際して適正配置について協議させていただく場合があります。	
20	P11	緊急性の高い学校から協議を始めます	多くの課題を抱えている小規模校を差し置いて近接地域では協議を進めにくいくことや、統合の相手校となる地域でも統合することによる課題は多いので、緊急性に関係なく、いずれの地域にも教育委員会の考え方を公平に説明すべき。	緊急性の高い学校より協議を始めていきますが、統合については相手校があることから、ご意見のとおり当該地域の皆さんだけでなく、隣接校区の皆さんにも状況に応じて説明します。	
21	P11	小規模校の中でも複式学級など著しく小規模な状況が継続する学校や、小規模化が急速に進む学校、また…	左記素案記述部分の削除。 〈理由〉 複式学級、小規模校であっても、学力、体力など全国平均を上回る成績をあげている学校も数多くあり、それを緊急性の高い学校と示す表現はふさわしくなく、学校、保護者、地域に対し、失言または差別にも当たる。	ご意見のとおり、小規模校ならではのメリットを生かして教育活動を行い、成果をあげている学校もあります。 しかし、少子化が進展する中、公平で良好な教育環境で未来を担う子どもたちの教育を行うことが大切であることから、複式学級や著しく小規模な状況が継続する学校などについては、できるだけ早い時期に地域との協議を始めることが望ましいと考えます。	
22	P11	現在の通学区域（学校区）を基本に考えます 特に合併前の旧町村の地域では、学校を中心とした地域の結びつきが強いものと思いますので、その地域から学校が全くなくなることがないような方策も含め、地域の皆さんと検討していきます。	新市域については、旧市町村の伝統的区割りを最大限に尊重して欲しい。 〈理由〉 農村部での統合は、文化・慣習・生活面で地域としてまとまっているものが崩れ、それらが伝承されなくなる危険性がある。	地域コミュニティ協議会など地域のさまざまな活動が学校区を単位としていることから、適正配置を進める場合、現在の学校区を基本に考えることとした。 ご意見のように、本市には農村部と都市部、開発による新興住宅地など、地域の状況はさまざまありますので、地域の実状を踏まえて協議します。	
23	P11	現在の通学区域（学校区）を基本に考えます	「現在の通学区域（学校区）を基本に考えます」→「現在の通学区域（学校区）については柔軟に見直しを行います」 〈理由〉 少子化等により学校区の見直しへ避けられない。現学校区による数あわせに終始することなく、50年近く前の区割りを現状に合うよう（町内会を最小の単位とした学校区の再編）見直しが必要。 少なくとも現在の通学区域の見直しをタブーとするような記述は変更して欲しい。	ご意見のように、本市には農村部と都市部、開発による新興住宅地など、地域の状況はさまざまありますので、地域の実状を踏まえて協議します。	
24	P11	特に合併前の旧町村の地域では、学校を中心とした地域の結びつきが強いものと思いますので、その地域から学校が全くなくなることがないような方策も含め、地域の皆さんと検討していきます。	「地域の合意が大前提」や「地域の実状を考えながら協議します」とあるので、基本方針の内容をどのように個々の地域に反映するのかは地域検討会での話し合いによる事と思うが、適正規模とする事は、「その地域から学校が全くなくなることがないような方策も含め…」とは矛盾していると思う。	すべての学校が適正規模であることが望ましいですが、学校適正配置を進めるにあたり、さまざまな地域の実状や合併前の旧町村のつながりにも配慮しながら地域の皆さんと協議していきます。	

No.	箇所	素案記述	意見等の概要	市の考え方	修正
25	P11	…学校の現状や将来の姿について地域(通学区域)の皆さんと十分意見交換を行い、地域の合意をもとに進めています。	皆さんの後に「(区民、自治会、地域コミュニティ協議会、学校関係者、団体など)」を追加 <理由> 明確な表示を要するため。		
26	P11 P12	地域の合意のもとに進めます 地域の実状を考えながら協議します	地域の皆さんの中に児童・生徒の保護者という具体的な明記がないが、含まれるのか。	協議の進め方については、地域によりさまざまな状況がありますので、具体的な手順は地域の実状に合わせて進めていくことが良いと考えます。 まず、例としてお示しした地域検討会の構成については、児童・生徒の保護者など、特定の方を除外するものではありません。地域の皆さんと意見交換を行う場合は、検討会などを地域で作っていただき、協議をしていきたいと考えており、検討会のメンバーとして、通学区域の自治会やコミュニティ協議会、PTAや地域団体など、地域の実状に応じ、ふさわしい方に参加いただきたいと思います。	
27	P11 P12	記載なし	3 基本方針の最後に、「学校統廃合の場合、最終的合意は、その地域の“住民投票”で決するものとする」という文章を入れて欲しい。 <理由> 最終的な合意をどこで、どういう形で決めるか判然としていないことと、地域住民の総意を的確に汲み取るべく、「住民投票による」最終合意を明確にすべき。	次に合意の方法は、地域の皆さんが納得できるものであることが大切です。地域の実状がそれぞれ異なり、一定の基準を設定することは難しいため、地域の皆さんとの協議において良い方法を選んでいただきたいと考えます。 学校設置の最終決定権者は市長ですが、適正配置は地域の合意が前提であり、結果として地域の合意形成が図られない場合は、進められないものと考えます。	なし
28	P13	【手順の例】	【手順の例】→【手順】とし、協議の進め方を詳細に記載する。 <理由> 検討会の構成員（メンバー・人数）をどう決めるか、相手校の地域と意見が一致しないときはどうするのか、検討会の結論をもって地域の合意と言えるのか、検討会の結論に対し意見を述べる機会は確保されるのか等を明確にして欲しい。		
29	P13	地域には「検討会」を作つていただき、今後の学校のあり方について検討をお願いします。	合意形成が難航した場合の最終決定権者が不在ではないか。最終決定プロセスが不透明である。		
30	P12	・地域の皆さんには、学校の状況や将来の姿について情報の提供を行います。	情報の提供の後に「(該当校の教育環境、指導体制、学校運営、科学的数据に基づく学校・学級規模と学力の関係、新潟市の教育費負担、学校別予算と編制後予測経費)」を追加 <理由> 明確な表示を要するため。	情報提供については、教育委員会で所有している資料を、それぞれの地域のニーズに合わせて提供させていただきたいと考えています。 基本方針には具体的な表示はいたしませんが、ご理解ください。	なし

○上記以外のご意見 (5件)

No.	意見等の概要	市の考え方	修正
1	青山小は1学年80名足らずなのに、その児童が小針中と閑屋中の二つに分かれるのは可哀相だと感じる。大規模校である小針中の人数減少や、人数減少傾向にある閑屋中の活性化を考慮し、青山小児童は希望すれば閑屋中に全員入学可能にして欲しい。		
2	卷東中と岩室中、潟東中と中之口中は統合すべきでない。 卷南小、巻北小区域及び巻東中、巻西中の通学区域を少し見直して欲しい。 巻南小区域のうち、下和納、安尻については、和納小、岩室中区域にすべきである。 漆山小及び巻東中区域について、隣り合う燕市の佐渡山の一部の区域からでも通学できるようにして欲しい。(吉田北小及び吉田中への通学は、安全面から見て考え直す必要がある。) 松野尾小と越前小と統合すべき。また、鎧郷小の一部を巻北小区域にして、その後曾根小と統合する案も望ましい。 赤塚小、木山小と統合すべき。隣の内野や中野小屋地区の小学校とは統合すべきでない。	今回お示しした基本方針(案)は、「子どもたちにとって望ましい学校のあり方」「協議を始める範囲」「その進め方」について総論的にまとめたものであり、個々の地域を具体的にどのようにするという実施計画までは記述していません。 個々の地域で具体的に適正配置を進める場合には、地域の皆さんと十分協議を行っていきたいと考えています。	なし
3	有明地区は、小中学生とも少なく、減少地域のため、小針中学校の大規模対策の対象地域から外し、これまで通り小針中学校区にして欲しい。		
4	適正配置を考える前に、将来の学校の姿(教育ビジョン)を決めたほうが良い。中高一貫よりも小中一貫の方が良い。現在の教育内容も考慮しなければならないが、小学4年～中学3年を一貫教育すべきと考える。教育内容において重複している期間でもあり、また重要な基礎学力を丁寧に教えるべき期間でもある。家庭科や保健体育において、10歳～15歳を一貫教育すべきと思う。外国語教育にも適する。これを踏まえて、小学4年生からの統合が良い。この年齢ならば、多少の校区の広さでも通わせられ、中学の統合も有効に(中学が6年制になる)考えられる。現行、高校が県一区制をとっているせいもあるが、中高一貫は子どもの進路において範囲を狭めるデメリットを感じられる。市が独自で出来ること、みな平等に教育が受けられる点、実は10歳～15歳が一貫教育できれば教育上メリットが多いことから、この6年間が新潟市民の教育に適度な広さと考え、重要性を感じる。制度移行もしやすい。来年度、13歳と12歳を中学に送り、以降、様子をみながら1学年ずつ移行すると、3年間で完成する。高校の入試制度にも支障がない。 教育と保育も一緒に考えたい。将来的に4歳～9歳の6年間を小学校で、0歳～3歳を市立保育園でみて、私立の幼稚園は6年制を目指してもよい。現行の学校施設をそのまま使う。私立に貸し出すのもよい。新潟市民を育てる教育という意味と男女共同参画まで見据えた新潟市の事業として考えられると思う。講師やベビーシッターなど市独自の基準で新しい教育者を創ることにより、雇用も生まれる。高齢者による社会参加もみこめる。 高大一貫や高専などを生み出した方が、16歳～20歳の教育にはよいと思う。 交通も一緒に考える。スクールバスは無駄が多く、地域住民の為にも、路線の改良をふまえて、路線バスの活用が良いが、最低、白根～青山間と、新潟駅～山の下経由～新潟空港の鉄道が必要。10歳～15歳の集団移動に鉄道は欠かせず、子どもたちの安全を考えるに、バス停よりは駅のほうが集団をあずかるには適している。そういう集まる場所が必要。現行のＪＲの駅を増やす必要もある。 小中学校の適正配置の前に考えなければいけないことが多いということ。また、住民が適正配置に納得しやすくなると思う。	市政全般についてご意見をいただきました。 新潟市では、平成18年に「新潟市教育ビジョン」を策定し、19年度より8か年にわたって「学力、体力に自信を持ち、世界と共に生きる心豊かな子ども」「生涯を通じて学び育つ、人間力あふれる新潟市民」の育成を目指して施策を実施しているところです。 いただいたご意見は「新潟市教育ビジョン」と共通する部分もありますし、学校制度を変更することが必要なものなど多岐にわたっています。「教育委員会が将来的に考えるべきことへの提言」が主旨であると受け止め、今後の参考とさせていただきます。	なし
5	意見を聞くのは、適正規模でない「小規模校」と「大規模校」からだけで良い。 <理由> 適正規模の目安を定めたのだから。	今回のパブリックコメントは、「新潟市市民意見提出手続条例」及び「新潟市市民意見提出手続条例施行規則」に基づき、適正規模も含めた基本方針(案)について、市内全域を対象に実施したものです。	なし

発行 新潟市教育委員会 教育総務課 企画室
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
電話:025-226-3178 ファックス:025-230-0401
URL : http://www.city.niigata.jp/info/kyoiku_somu/top/
E-mail: somu.ed@city.niigata.lg.jp